

議題説明 5

(1) 第6期福生市地域福祉計画に係る令和3年度計画について

本計画は、令和2年度に策定し、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっています。

前回計画からの変更点については、主に4点あります。

1点目は「本計画を福祉分野の上位計画として位置づけた」ことです。社会福祉法改正に伴い定められた「地域福祉に関する共通して取り組むべき事項」を盛り込み、本計画を高齢・障害・子育て・健康等の各分野別計画の上位計画として位置づけました。

2点目は「成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を内包した」ことです。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村単位の計画策定が努力義務化されました。それに伴い、これらの施策を本計画に内包し、一体的に推進することとしました。

3点目は「地域福祉推進のために圏域（地域の範囲）を設定した」ことです。地域生活課題に対してきめ細やかに対応し、適切な支援につなげるために、一定の「地域の範囲」である「圏域」を設定しました。本計画では、この「圏域」として、市全体を「大」「中」「小」の3つの領域に分けて各領域における役割を設定しました。

4点目は「住民の地域生活課題に対する包括的な支援体制について明記した」ことです。「住民の地域生活課題に対する包括的な支援体制」への具体的な取組みとして、「丸ごと相談（断らない相談）の推進」を事業として新たに追加しました。

資料5を御覧ください。

第6期福生市地域福祉計画の令和3年度計画です。

表の左側から、「事業・施策」「内容」「計画（令和3年度）」に基づき、各担当課（所管課）が「計画（令和3年度）」を作成しました。

今回が本画期間の初年度ということで、前回計画からの変更点に係る「計画（令和3年度）」の内容を簡単に御説明します。

26ページから28ページには「成年後見制度利用促進基本計画」について記載してあります。令和3年度では、福生市において成年後見制度を推進するための中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置します。また、設置した中核機関が備えるべき機能の充実や市民の方への周知、必要な助成制度の整備等を行います。

29 ページから 35 ページには「再犯防止推進計画」について記載してあります。民間協力者、特に保護司の活動を支援し、また、既存の事業を活用しながら、犯罪をした者等が必要とする支援を受けられるよう、体制の整備を行います。

18 ページから 19 ページには「丸ごと相談（断らない相談）の推進」について記載してあります。福祉保健部及び子ども家庭部の各課窓口において、どんな相談にも対応できるような相談体制の構築を目指し、令和3年度では関係機関との検討を行います。

その他の個別事業ごとの説明は省略いたします。委員の皆様には後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。